

生活保護と最低賃金の比較について(令和3年度 新潟県)

I 前提

- 若年単身 → 生活保護基準では12～19歳・単身世帯
- 県内級地別人口 →

1級地-1	：	0人	1級地-2	：	0人
2級地-1	：	789,275人	2級地-2	：	266,936人
3級地-1	：	959,250人	3級地-2	：	185,811人
		計	2,201,272人 (内訳は別紙のとおり)		
- 冬期加算地区区分 → II区

II 生活保護

人口加重平均の場合

(1) 生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費 基準額

$$\begin{aligned} & (71,460円 \times 789,275人 + 71,460円 \times 266,936人 + 68,430円 \times 959,250人 \\ & + 66,940円 \times 185,811人) \div 2,201,272人 = \underline{69,758円} \dots \textcircled{1} (\text{四捨五入せず}) \end{aligned}$$

② 冬期加算(10月から4月まで・1ヵ月平均)

2級地-1	：	9,030円	×	7	÷	12	=	5,268円 (1円未満四捨五入)
2級地-2	：	9,030円	×	7	÷	12	=	5,268円 (同上)
3級地-1	：	9,030円	×	7	÷	12	=	5,268円 (同上)
3級地-2	：	9,030円	×	7	÷	12	=	5,268円 (同上)

$$\begin{aligned} & (5,268円 \times 789,275人 + 5,268円 \times 266,936人 + 5,268円 \times 959,250人 \\ & + 5,268円 \times 185,811人) \div 2,201,272人 = \underline{5,268円} \dots \textcircled{2} (1円未満四捨五入) \end{aligned}$$

③ 期末一時扶助費(12月のみ・1ヵ月平均)

級地別の期末一時扶助費(1ヵ月平均)

2級地-1	：	12,880円	÷	12	=	1,073円
2級地-2	：	12,250円	÷	12	=	1,021円 (同上)
3級地-1	：	11,610円	÷	12	=	968円 (同上)
3級地-2	：	10,970円	÷	12	=	914円 (同上)

$$\begin{aligned} & (1,073円 \times 789,275人 + 1,021円 \times 266,936人 + 968円 \times 959,250人 \\ & + 914円 \times 185,811人) \div 2,201,272人 = \underline{1,008円} \dots \textcircled{3} (1円未満四捨五入) \end{aligned}$$

生活扶助(1類費及び2類費+冬期加算+期末一時扶助費)

$$\begin{aligned} & = \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \\ & = 69,758円 + 5,268円 + 1,008円 = \underline{76,034円} \end{aligned}$$

(2) 住宅扶助実績値

【3年最新データ：新潟県住宅扶助実績値・世帯人員1人】

	被保護世帯数	住宅扶助実績値		
新潟県	5,884世帯	×	16,554.6円	= 97,407,266.4円
新潟市	7,381世帯	×	25,885.3円	= 191,059,399.3円
計	13,265世帯			288,466,665.7円

$$\text{平均値 } 288,466,666円 \div 13,265世帯 = \underline{21,746円} (1円未満四捨五入)$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 76,034円 + 21,746円 = \underline{97,780円} (1円未満四捨五入)$$

III 最低賃金との比較

時給 859円 (令和3年度新潟県最低賃金額)で月173.8時間(週40時間)働いた場合の

1ヵ月の収入(手取額)は、

$$859円 \times 173.8時間 \times ※0.816 = \underline{\underline{121,824円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

※0.816 は、時間額173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

生活保護と最低賃金額の乖離額については、以下のとおり。

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金(手取額)} = 97,780円 - 121,824円 = \underline{\underline{-24,044円}}$$

したがって、乖離額は、 **-24,044円** (生活保護水準を上回る。)

生活保護と最低賃金の比較について(令和3年度 新潟市)

I 前提

○若年単身	→	生活保護基準では12～19歳・単身世帯	
○県内級地別人口	→	1級地-1 :	0人
		2級地-1 :	789,275人
		3級地-1 :	0人
		計	789,275人 (内訳は別紙のとおり)
○冬期加算地区区分	→	II区	

II 生活保護

人口加重平均の場合

(1) 生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費 基準額

$$\begin{aligned} & (71,460円 \times 789,275人 + 0円 \times 0人 + 0円 \times 0人) \div 789,275人 = \mathbf{71,460円} \cdots \text{①(四捨五入せず)} \end{aligned}$$

② 冬期加算(10月から4月まで・1ヵ月平均)

2級地-1	:	9,030円	×	7	÷	12	=	5,268円 (1円未満四捨五入)
2級地-2	:	0円	×	7	÷	12	=	0円 (同上)
3級地-1	:	0円	×	7	÷	12	=	0円 (同上)
3級地-2	:	0円	×	7	÷	12	=	0円 (同上)

$$\begin{aligned} & (5,268円 \times 789,275人 + 0円 \times 0人 + 0円 \times 0人) \div 789,275人 = \mathbf{5,268円} \cdots \text{②(1円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

③ 期末一時扶助費(12月のみ・1ヵ月平均)

級地別の期末一時扶助費(1ヵ月平均)

2級地-1	:	12,880円	÷	12	=	1,073円 (1円未満四捨五入)
2級地-2	:	0円	÷	12	=	0円 (同上)
3級地-1	:	0円	÷	12	=	0円 (同上)
3級地-2	:	0円	÷	12	=	0円 (同上)

$$\begin{aligned} & (1,073円 \times 789,275人 + 0円 \times 0人 + 0円 \times 0人) \div 789,275人 = \mathbf{1,073円} \cdots \text{③(1円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

生活扶助(1類費及び2類費+冬期加算+期末一時扶助費)

$$\begin{aligned} & = \text{①} + \text{②} + \text{③} \\ & = 71,460円 + 5,268円 + 1,073円 = \mathbf{77,801円} \end{aligned}$$

(2) 住宅扶助実績値

【3年最新データ：新潟県住宅扶助実績値・世帯人員1人】

	被保護世帯数	×	住宅扶助実績値	=	
新潟県	0世帯	×	0.0円	=	0.0円
新潟市	7,381世帯	×	25,885.3円	=	191,059,399.3円
計	7,381世帯				191,059,399.3円
平均値	191,059,399円	÷	7,381世帯	=	$\mathbf{25,885円}$ (1円未満四捨五入)

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 77,801円 + 25,885円 = \mathbf{103,686円} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

III 最低賃金との比較

時給 859円 (令和3年度新潟県最低賃金額)で月173.8時間(週40時間)働いた場合の

1ヵ月の収入(手取額)は、

$$859円 \times 173.8時間 \times ※0.816 = \underline{\underline{121,824円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

※0.816 は、時間額173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

生活保護と最低賃金額の乖離額については、以下のとおり。

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金(手取額)} = 103,686円 - 121,824円 = \underline{\underline{-18,138円}}$$

したがって、乖離額は、 **-18,138円** (生活保護水準を上回る。)